

萩園自治会 会計規定

平成21年4月1日

萩園自治会

会則に基づいて、自治会の会費及び会計に関して以下の規定を定める。

(会費)

第1条 会則第8条に定める会費は、1世帯あたり月額150円とする。

(納付)

第2条 会費の納入は年1回とし、4月から翌年3月分を4月末に、1年分(1800円)を納付する。

(中途入会)

第3条 期の中途で入会した場合は、入会月から3月までの分を納付する。

(退会時の精算)

第4条 退会した場合は、退会月の翌月以降の既納会費を返還する。

(会費の免除)

第5条 会員は下記により会費の減免を受けることができる。

- (1) 75歳以上の高齢者のみで構成される所帯の場合
- (2) 役員会で減免を認めた場合

(協力金)

第6条 自治会の行事及び事業実施について、必要な車両をはじめとする機械、設備等を借用する場合は、借用した期間等を考慮して協力金を支払うことができる。

(旅費)

第7条 自治会の活動に要した旅費、宿泊費等は、実費を支給する。

附 則

この会則(会計規定)は会則が総会で議決された日より施行する。

平成21年4月 1日 制定

平成22年4月24日 改定